寄附金収益			
預り寄附金収益	4,429,721	4,429,721	
財務収益			
受取利息		13,955	
経常収益合計			8,186,642,895
経常損失			5,463,231
臨時損失			
固定資産除却損		425,881	425,881
臨時利益			
資産見返運営費交付金戻入		425,865	
資産見返寄附金戻入		1	
資産見返物品受贈額戻入		15	425,881
当期純損失			5,463,231
前中期目標期間繰越積立金取崩額			36,955,621
当期総利益			31,492,390

利益の処分に関する書類

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		31,492,390
当期総利益	31,492,390	
Ⅱ　利益処分額		31,492,390
積立金	31,492,390	

重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

（会計方針の変更）

運営費交付金収益の計算基準については、前事業年度まで費用進行基準を採用しておりましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、業務達成基準を採用しております。なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を、突発的な震災対応業務等については費用進行基準を採用しております。

これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、経常利益、当期純利益はそれぞれ9,877,506円増加しております。なお、行政サービス実施コストに与える影響はありません。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は、以下のとおりであります。

建物	５～47年
構築物	５～50年
船舶	４～14年
車両運搬具	５～７年
工具器具備品	２～17年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与引当金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当事業年度末における引当外賞与見積額から前期末の同見積額を差し引いた額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

これには、国からの出向職員に係るものが含まれております。

５．たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による低価法によっております。

６．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

本部使用料については、近隣ビルの賃借料等を参考に計算しております。また、港湾施設使用料については各地区の港湾管理条例や財産使用料条例等を参考に計算しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成29年３月末利回り等を参考に0.065％で計算しております。

７．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

８．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

注記事項

１．貸借対照表関係

運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額は3,884,847,656円です。

運営費交付金から充当されるべき賞与見積額は339,092,080円です。

２．損益計算書関係

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は1,534,931円の利益であり、当該影響額を除いた当期総利益は29,957,459円です。